



ぶなの森 ニュース 2014年12月号



環境に関する最新的话题をピックアップしてわかりやすくご提供していきます。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

当資料は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社により作成された一般的な情報提供資料であり、勧誘を目的としたものではありません。また、法令等にもとづく開示書類ではありません。当資料に記載されている各事項は、現時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果等を保証するものではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。特定の投資信託をお申し込みの際には、投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、必ずお受け取りの上、詳細をご確認ください。また、お申し込みに関する決定は、お客さま自身でご判断下さい。



ECOトレンド

旬の情報をお届けするコーナーです。



★生物多様性条約事務局、名古屋議定書の発効を発表（生物多様性条約事務局より）

生物多様性条約（以下、CBD）事務局は、名古屋議定書の批准が50か国を超え、発効に至ったと発表しました。議定書は、遺伝資源および関連する伝統的知識へのアクセスとその利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分（ABS）のための国際的な仕組みを提供するものです。CBD事務局は、名古屋議定書の実施は生物多様性条約だけでなく持続可能な開発のグローバルガバナンスにおいても画期的な出来事とし、愛知目標の達成だけでなく、ポスト2015年開発アジェンダに組み込まれる持続可能な開発目標の達成にも重要であるとの見解を示しています。
(<http://www.cbd.int/doc/press/2014/pr-2014-10-17-np-cop-mop-1-en.pdf>)

★世界農業遺産(GIAHS)の承認地域の決定（農林水産省より）

世界農業遺産（以下、GIAHS(注1)）は、伝統的な農業農法を核として、生物多様性、優れた景観等が一体となって保全活用される世界的に重要な農業システムを、国連食糧農業機関（FAO）が認定するものです。

農林水産省は、GIAHS登録に向けて、FAOへの認定申請を希望している地域を対象とした世界農業遺産(GIAHS)専門家会議の評価結果に基づき、岐阜県長良川上中流域、和歌山県みなべ・田辺地域及び宮崎県高千穂郷・椎葉山地域をFAOに認定申請する地域として承認しました。

なお、農林水産省が承認した地域は、今後、FAOへ認定申請を行い、FAOにおいて認定審査が始まります。（注1）GIAHS(ジアス)とは、Globally Important Agricultural Heritage Systemsの略。
(<http://www.maff.go.jp/j/press/nousin/kantai/141021.html>)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意ください。



ECOインフォメーション

「いきものログ」について

環境省では、「いきものログ」を運用しています。

いきものログは、生きものの情報を収集・提供するインターネット上のシステムです。環境省をはじめとする国の機関、地方公共団体、専門家、市民等、様々な方が利用可能です。

主な機能

身近な自然や生物多様性について理解を深め、日本全国の生きものの分布状況や生きものの変化について共有することができます。主な機能としては以下の3つです。

報告する

生きものを見つけた場所と日付、写真や詳細な情報等について報告することができます。いきものログのウェブサイトには報告された生物情報は、データベースに蓄積されます。いきものログのユーザは自分が投稿した情報をマイページで確認することや、複数生物情報をまとめたデータを一括登録することも可能です。

検索する

生きものの名前を検索すると、その生きものが過去にどの地域で見つかったのかを調べることができます。いきものログには、現在430万件以上の生物情報がデータベースに蓄積されており、生物多様性センターが実施した調査成果を提供するとともに、いきものログユーザが報告した生物情報を共有します。

交流する

いきものログを利用したさまざまな団体活動について知り、それぞれの団体が実施している市民参加型調査に参加することができます。また、団体を登録すれば、調査対象種を設定したオリジナルの調査を企画して、参加メンバーからの報告をとりまとめることも可能です。

出典：環境省「みんなで描くいきものマップ」 <http://ikilog.biodic.go.jp/files/ikimonolog2014.pdf> (アクセス日 2014年11月26日)

ご利用方法

まず、下記のURLからユーザー登録を行います。ユーザー登録後はスマートフォンのアプリからでもご利用いただけます。詳しくは下のホームページをご覧ください。



いきものログ

<http://ikilog.biodic.go.jp>

出典：環境省「「いきものログ」の運用開始について（お知らせ）」 <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17250>
(アクセス日 2014年11月26日)

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



鳥獣保護法の改正

改正の背景

近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣において、急速な生息数の増加や生息地の拡大が起きており、希少な植物の食害等の生態系への影響や、農林水産業・生活環境への被害が、大変深刻な状況となっています。一方、鳥獣捕獲に中心的な役割を果たしてきた狩猟者が減少・高齢化しており、捕獲の担い手の育成や確保が課題となっています。

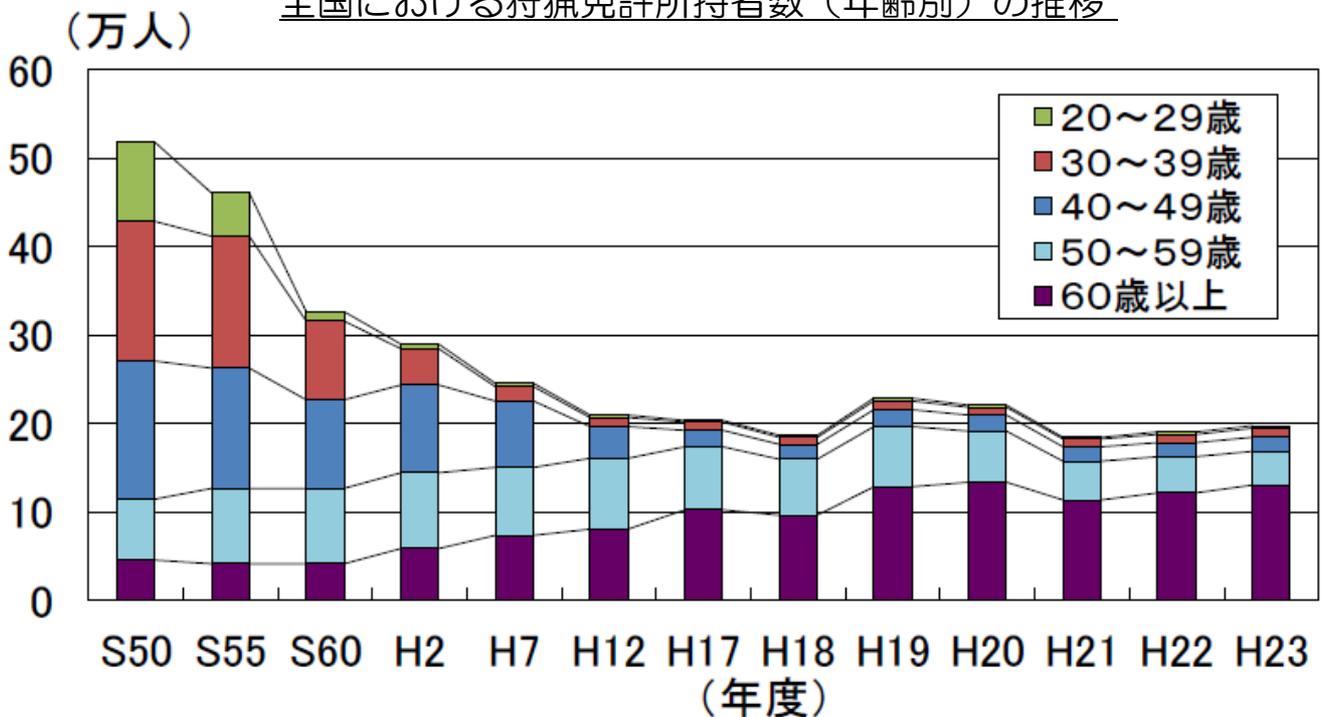
鳥獣の生息状況を適正化するための抜本的な対策を講じるために、鳥獣保護法の改正が行われました。

改正のポイントと最近の動向

法律の名称が「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改められ、鳥獣の「管理」という視点が新たに加わりました。また、鳥獣の捕獲等をする事業者を都道府県知事が認定する認定制度の導入や、一定の条件下で夜間銃猟を可能とする規制緩和が行われました。

こうした改正に伴い、狩猟に対する関心が増しており、狩猟をする女性ハンターたちを指す「狩りガール」という言葉も登場しています。減少が続いていた狩猟免許所持者の数が、近年は微増している状況です。

全国における狩猟免許所持者数（年齢別）の推移



出典：環境省「年齢別狩猟免許所持者数」

<http://www.env.go.jp/nature/choiu/docs/docs4/index.html>

本資料は情報の提供のみを目的としたものであり、投資勧誘を目的として作成したものではありません。本資料を勧誘等に使用したり、本資料の全部または一部を当社に無断で複製もしくは配布したりすることはできませんのでご注意願います。



気になるECOワード

(出所：各種資料をもとに
損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント作成)

愛知目標

2010年10月に愛知県名古屋市で開催された、生物多様性条約（CBD）第10回締約国会議（COP10）では、生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標が採択されました。生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標では、2050年までの長期目標（Vision）として「自然と共生する世界」の実現、2020年までの短期目標（Mission）として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げています。あわせて、短期目標を達成するため、5つの戦略目標と、その下に位置づけられる2015年又は2020年までの20の個別目標を定めています。

カーボン・ニュートラル認証制度

カーボン・ニュートラル認証制度は、カーボン・ニュートラルの取組に関する信頼性を構築するために、環境省の策定したカーボン・ニュートラル認証基準に基づき、平成23年9月15日に設立された制度です。

個別のカーボン・ニュートラルの取組が、環境省の認証基準に基づいているかどうかを確認し、カーボン・ニュートラル認証ラベルを付与します。適切なカーボン・ニュートラルの取組に対してカーボン・ニュートラルラベルの使用を認めることにより、信頼性の高いカーボン・ニュートラルの取組の普及を図り、事業者等による温室効果ガス排出量の認識及び一層の削減努力を促進することを目的としています。

HEP

HEP（Habitat Evaluation Procedure：ハビタット評価手続き）とは、1980年にアメリカで開発された手法で、事業や開発による野生動物や生態系への影響（インパクト）を定量的に把握し、影響に対する代償措置や代替案の検討等に用いられます。

この手法では、生態系を特定の野生生物のハビタット（生息環境）に置き換え、その適性について、ハビタットの「質」×「空間」×「時間」として定量的に評価します。

土地開発等に係わる合意形成のツールとして活用されているだけでなく、自然再生プロジェクトや野生動物の保護管理等にも利用されています。

ぶなの森ニュース

2014年12月号

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

問合先 TEL 03-5290-3519(営業部)

ホームページアドレス：<http://www.sjnk-am.co.jp/>



<当ファンドの主なリスクと留意点>

《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

■価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

■信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

■流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

《その他の留意点》

- ◆クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。
- ◆収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がりの方が小さかった場合も同様です。
- ◆ファンドとベンチマークは組入銘柄が異なることがあり、ファンドの運用成績はベンチマークを下回る場合があります。

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

<お客さまにご負担いただく手数料等について>

くわしくは、投資信託説明書（交付目論見書）にてご確認ください

損保ジャパン・グリーン・オープン（愛称：ぶなの森）への投資にともなう主な費用は、以下のとおりです。費用の詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）等をご覧ください。

■ **購入時手数料**

購入価額に**3.24%（税抜3.0%）**を上限として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。
※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。

■ **信託財産留保額**

換金請求受付日の基準価額に**0.3%**を乗じた額です。

■ **運用管理費用（信託報酬）**

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.62%（税抜1.50%）**を乗じた額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末、または信託終了のときに、ファンドから支払われます。

■ **その他の費用・手数料**

以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。

◆ **監査費用**

ファンドの日々の純資産総額に定率（年0.00324%（税抜0.0030%））を乗じた額とし、実際の費用額（年間27万円（税抜25万円））を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。

◆ **その他の費用※**

売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等

※「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。



損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第351号
加入協会/一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

当資料は損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社（以下、弊社）により作成された一般的な情報提供資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。投資信託は金融機関の預金と異なりリスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本、分配金の保証はありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。当資料は弊社が信頼できると判断した各種情報に基づいて作成されておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。当資料に記載された意見等は予告なしに変更する場合があります。また、将来の市場環境の変動等により、当該運用方針が変更される場合があります。投資信託の設定・運用は委託会社が行います。お申し込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）をあらかじめまたは同時にお渡ししますので、詳細をご確認の上、お客さま自身でご判断下さい。なお、お客さまへの投資信託説明書（交付目論見書）の提供は、販売会社において行います。